

黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月29日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第5号

黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成3年黒石市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 社会教育課の部を次のとおり改める。

社会教育課

社会教育係

- （1）社会教育行政の方針・計画の策定に関すること。
- （2）社会教育委員に関すること。
- （3）家庭教育の推進に関すること。
- （4）成人教育に係る講座及び研修会に関すること。
- （5）実年式に関すること。
- （6）青少年育成に係る講座及び研修会に関すること。
- （7）成人式に関すること。
- （8）青少年団体の育成に関すること。
- （9）高校生ボランティア活動及び同表彰審査会に関すること。
- （10）市子ども会育成連合会に関すること。
- （11）青少年相談センターに関すること。
- （12）青少年の健全育成に関すること。

(13) 青少年の海外派遣に関すること。

(14) 市民文化会館に関すること。

地域支援係

(1) コミュニティ活動の支援に関すること。

(2) 学校教育・社会教育の連携推進に関すること。

(3) 社会教育施設の整備計画等に関すること。

(4) 公民館の指定管理及び運営に関すること。

(5) 農村環境改善センター・北地区小体育館・西部地区センターの指定管理及び運営に関すること。

(6) スポカルイン黒石図書コーナーに関すること。

(7) ほるぷ子ども館に関すること。

(8) 地区連絡協議会・市連合PTAの支援及び助言並びに連絡調整に関すること。

(9) 市連合婦人会及び婦人会館に関すること。

(10) 読書活動の推進及び読書グループに関すること。

(11) 視聴覚教育に関すること。

(12) 生涯学習に関すること。

(13) 課の庶務に関すること。

(14) その他社会教育に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。